

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 214 1460 294">平成27年4月1日施行 令和5年4月3日変更</p> <p data-bbox="587 722 985 819">業務規程</p> <p data-bbox="483 1436 1086 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 214 2849 294">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 722 2380 819">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1436 2481 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 <u>令和5年4月3日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十九 (略) 三十 「費用負担ガイドライン」とは、「 <u>発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針</u> 」(2015年資電部第16号)をいう。 三十一～四十五 (略)		(用語) 第2条 (略) 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十九 (略) 三十 「費用負担ガイドライン」とは、「 <u>発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針</u> 」(2015年資電部第16号)をいう。 三十一～四十五 (略)	
(事務局) 第10条 (略) 2 (略) 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一・二 (略) (新設) <u>三 計画部</u> 四～八 (略) 4・5 (略) (新設) <u>6</u> (略) <u>7</u> 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1のとおりとする。 <u>8</u> (略)		(事務局) 第10条 (略) 2 (略) 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一・二 (略) <u>三 需給計画部</u> <u>四 系統計画部</u> 五～九 (略) 4・5 (略) <u>6 需給計画部に、容量市場センターを置く。</u> <u>7</u> (略) <u>8</u> 各部等並びに容量市場センター及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1のとおりとする。 <u>9</u> (略)	
別表2-1 組織の業務分掌		別表2-1 組織の業務分掌	
組織名	業務分掌	組織名	業務分掌
総務部	(略)	総務部	(略)
企画部	容量市場の設計・運用管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般	企画部	容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、調査含むその他企画全般
(新設)	(新設)	需給計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ(系統計画部所管のものを除く。)、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理(容量市場センター所管のものを除く。)その他供給能力の確保の促進に関する事項
(新設)	(新設)	容量市場センター	容量市場の運用管理(オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等)
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、電源入札等の設計・運用管理、設備形成計画の策定、系統アクセス業務	系統計画部	流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ(流通設備の整備計画に関する事項)、系統アクセス業務その他流通設備の整備の促進に関する事項
運用部	需給に関する計画の取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整	運用部	需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理(運用容量・計画潮流・混雑処理等)、作業停止計画調整、広域周波数調整
運用部(広域運用センター)	(略)	広域運用センター	(略)
再生可能エネルギー・国際部	(略)	再生可能エネルギー・国際部	(略)
政策調整室	(略)	政策調整室	(略)

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
紛争解決対応室	(略)	紛争解決対応室	(略)
監査室	(略)	監査室	(略)
<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）を除く全国、並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</p> <p>ア (略)</p> <p>イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札</p> <p>(新設)</p>		<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）を除く全国、並びに一般送配電事業者たる会員の供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</p> <p>ア (略)</p> <p>イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量をリリースする容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札</p> <p>三 長期脱炭素電源オークション 長期脱炭素電源オークション募集要綱（第32条の23の2において準用する第32条の12に定める長期脱炭素電源オークション募集要綱をいう。）で定める供給力を調達するために実施する入札</p>	
<p>(事業者情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の6 本機関は、<u>送配電等業務指針</u>に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。</p> <p>2 (略)</p>		<p>(事業者情報の登録申込みの受付)</p> <p>第32条の6 本機関は、<u>容量オークションの募集要綱</u>に定めるところにより、容量オークションの参加の条件を満たす会員その他電気供給事業者（以下「市場参加資格事業者」という。）から、事業者の名称、所在地その他容量市場システムの利用に必要な情報（以下「事業者情報」という。）の登録申込みを受け付ける。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(容量確保契約の締結、変更及び解約)</p> <p>第32条の19 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 容量確保契約の変更又は解約の条件</p> <p>九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更又は解約を行う。</p>		<p>(容量確保契約の締結、変更、<u>解除</u>及び解約)</p> <p>第32条の19 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約の条件</p> <p>九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項第8号の容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約の条件を満たすと認めた場合は、容量確保契約の変更、<u>解除</u>又は解約を行う。</p>	
<p>(容量確保契約の締結結果の公表等)</p> <p>第32条の20 (略)</p>		<p>(容量確保契約の締結結果の公表等)</p> <p>第32条の20 (略)</p>	

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、<u>容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者及び配電事業者たる会員への情報提供を行う。</u></p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更、<u>解除又は解約</u>した場合、前各項の規定に準じて、<u>容量確保契約の変更、解除又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者及び配電事業者たる会員への情報提供を行う。</u></p>
<p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</p> <p>一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u></p> <p>二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 本機関は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、<u>解除又は解約</u>を申し出るかどうかを確認するものとする。</p> <p>一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u></p> <p>二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の22 第32条の12、<u>第32条の14から第32条の20まで(第32条の12第1号アを除く。)</u>の規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の22 第32条の12 <u>(第32条の12第1号アを除く。)</u>及び第32条の14から第32条の20までの規定は、調達オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える<u>ものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の23 第32条の12(第32条の12第1号ア及びイ、第4号、第6号、第7号並びに第9号を除く。)及び第32条の16から第32条の20まで(第32条の19第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号を除く。)の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</p> <p>2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、<u>送配電等業務指針</u>に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。</p>	<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の23 第32条の12(第32条の12第1号ア及びイ、第4号、第6号、第7号並びに第9号を除く。)及び第32条の16から第32条の20まで(第32条の19第1項第1号、第3号から第5号まで及び第7号を除く。)の規定は、リリースオークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは「リリースオークション」、「締結」とあるのは「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える<u>ものとする。</u></p> <p>2 本機関は、リリースオークションを実施する場合、<u>リリースオークション募集要綱</u>に定めるところにより、リリースオークションの参加の条件を満たす容量提供事業者に対し、リリースオークションに参加できる旨を通知する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</u></p> <p><u>第32条の23の2 第32条の12(第32条の12第1号アを除く。)</u>及び第32条の14から第32条の20までの規定は、<u>長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>アセスメントの内容及び手順は送配電等業務指針に定める。</u></p>	<p>(アセスメントの実施)</p> <p>第32条の34 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>本機関が容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第5号から第8号までの規定は長期脱炭素電源オークションに限る。</u></p> <p>二 <u>容量停止計画の調整状況の確認 実需給年度の2年度前に、本機関又は電源等が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員が実施する電源等の維持及び運営に必要な作業並びにその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等(「以下この号において「容量停止計画」という。)の調整業務において、容量提供事業者が自らの容量停止計画の調整に応じていることの確認を行う。</u></p> <p>三 <u>契約の締結状況の確認 募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p>はその取次を業として行う事業者が提供する電源のうち、需給調整市場における商品の要件を満たす機能を有するものについて、当該電源が属する供給区域に託送供給等を行う一般送配電事業者たる会員と余力活用に関する契約を締結していることの確認を行う。</p> <p>三 <u>実効性テスト結果の確認</u> 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。</p> <p>四 <u>需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認</u> 実需給年度中に、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者たる会員から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況（需給ひっ迫のおそれの有無の確認を含む。）及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等の確認を行う。</p> <p>五 <u>供給力提供開始時期又は供給力提供開始期限までの提供実績の確認</u> 容量提供事業者に対し、長期脱炭素電源オークションの容量確保契約により定められた供給力提供開始時期又は供給力提供開始期限までに供給力提供が行われていることの確認を行う。</p> <p>六 <u>年間設備利用率の確認</u> 長期脱炭素電源オークション募集要綱に定める変動電源により、供給力を提供する事業者に対し長期脱炭素電源オークションの容量確保契約により定められた最低限満たすべき年間設備利用率を達成していることの確認を行う。</p> <p>七 <u>火力電源の脱炭素化の状況の確認</u> 長期脱炭素電源オークションにおいて約定した火力電源について、長期脱炭素電源オークション募集要綱に定めるところにより、容量提供事業者が提出した脱炭素化へのロードマップに基づき、水素又はアンモニア等の利用による脱炭素化に向けた追加投資を行っていることの確認を行う。</p> <p>八 <u>火力電源の脱炭素燃料（水素又はアンモニア等）による混焼比率の確認</u> 長期脱炭素電源オークションにおいて約定した火力電源の発電に用いる燃料について、水素又はアンモニア等の比率が容量確保契約に定められた一定の比率を下回っていないことの確認を行う。</p>
<p>(ペナルティ)</p> <p>第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科することができる。</p> <p>一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。</p> <p>ア 容量確保契約を<u>解約</u>した場合</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(ペナルティ)</p> <p>第32条の41 本機関は、定款、本規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量確保契約その他容量市場に関連する法令等に違反する行為を行った電気供給事業者（以下「ペナルティ対象事業者」という。）に対して、次の各号に定めるペナルティを科することができる。</p> <p>一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。</p> <p>ア 容量確保契約が<u>解除又は解約</u>となった場合</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員への計画の送付等)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>2 本機関は、前条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員への計画の送付等)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>2 本機関は、前条第1項第3号<u>ア</u>からウまでに定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌々日、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応)</p> <p>第123条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応)</p> <p>第123条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p>

変更前 (変更点の下線)			変更後 (変更点の下線)		
別表9-1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織			別表9-1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織		
情勢	対応態勢	対応組織	情勢	対応態勢	対応組織
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 (発令者： <u>総務部</u> を管掌する理事)	需給ひっ迫警戒本部 (本部長： <u>総務部</u> を管掌する理事)	次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき	警戒態勢 (発令者： <u>事務局</u> 長)	需給ひっ迫警戒本部 (本部長： <u>事務局長</u>)
次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回るが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	非常態勢 (発令者：理事長)	需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)	次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合 1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回るが見込まれるとき 2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき	非常態勢 (発令者：理事長)	需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)
(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～7 (略)			(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～7 (略)		
別表15-1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織			別表15-1 災害等発生時の対応態勢及び対応組織		
情勢	対応態勢	対応組織	情勢	対応態勢	対応組織
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発せられたとき 3. その他1.及び2.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	警戒態勢 (発令者： <u>総務部</u> を管掌する理事)	警戒本部 (本部長： <u>総務部</u> を管掌する理事)	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき 2. 津波警報が発せられたとき 3. その他1.及び2.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	警戒態勢 (発令者： <u>事務局</u> 長)	警戒本部 (本部長： <u>事務局長</u>)

変 更 前 (変更点に下線)				変 更 後 (変更点に下線)			
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき				次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき			
1. 震度6弱以上の地震が発生したとき	非常態勢 (発令者:理事長)	非常災害対応本部 (本部長:理事長)		1. 震度6弱以上の地震が発生したとき	非常態勢 (発令者:理事長)	非常災害対応本部 (本部長:理事長)	
2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき				2. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき			
3. 大津波警報が発せられたとき				3. 大津波警報が発せられたとき			
4. その他1.から3.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき				4. その他1.から3.に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき			
附則 (令和2年3月30日) (経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出) 第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源(以下「経過措置対象電源」という。)に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一 <u>送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエまでのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源</u> 二 <u>送配電等業務指針第15条の4第1項第2号ア又はイに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源(ただし、複数の電源を組み合わせる場合は除く。)</u>				附則 (令和2年3月30日) (経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出) 第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源(以下「経過措置対象電源」という。)に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。 一 <u>募集要綱に定める安定電源</u> 二 <u>募集要綱に定める変動電源(複数の電源を組み合わせる場合を除く。)</u>			
別表1 (略)				別表1 (略)			

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

本規程は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第108条の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。